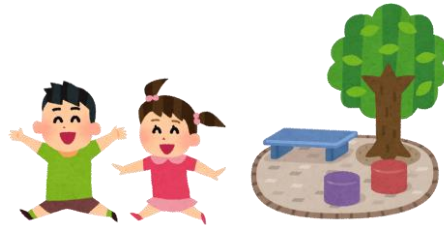


# 子ども広場の概要

子ども広場とは、近隣に公園等の子どもの遊び場所がないため、自治会その他の地域の団体が、土地所有者から土地を無償で貸借し、子どもの遊び場所として設置、管理及び運営する広場です。

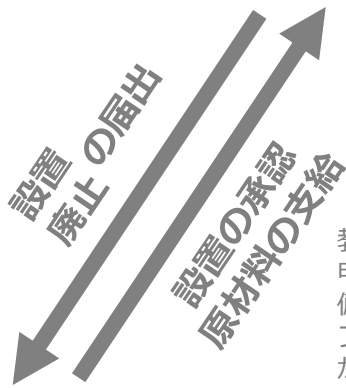
## 子ども広場



管理責任者（自治会長・町内会長など）は、広場が駐車場、物置場、大人の遊び場など他の目的のために使用されないようにすることはもちろん、広場の美化など環境整備にあたり、子どもが楽しく遊ぶことができるようにするとともに、広場の安全管理を行います。

## 管理者

### 自治会・町内会など地域の団体



教育委員会は、管理者からの申出に基づき、子ども広場整備のための原材料（真砂土、フェンス等）を支給することができます。

土地を無償で提供

「子ども広場の土地  
使用貸借契約」を締結します。

## 教育委員会

## 土地所有者

要請

子ども広場として使用されている土地の固定資産税を減免するよう要請します。

## 市（資産税課）

固定資産税の減免

子ども広場として使用されている土地は固定資産税が減免されます。